

証券コード：207A

2026年6月11日

(電子提供措置の開始日：2026年6月4日)

株 主 各 位

大阪府池田市神田二丁目6番25号
株式会社ライジングコーポレーション
代表取締役社長 大都 英俊

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.group-rising.co.jp/ir_list/

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして頂き、銘柄名（株式会社ライジングコーポレーション）または証券コード（207A）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧下さいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討頂きまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示頂き、押印の上、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午後1時00分
2. 場 所 大阪市西区阿波座一丁目6番1号 JMFビル西本町9階
当社大阪オフィス 会議室
3. 目的事項
報告事項
第30期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項
第1号議案 第30期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件

上記議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ライジングコーポレーション
代表取締役社長 大都 英俊

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 第30期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第30期計算書類の承認をお願いするものであります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につきましては、後記の計算書類に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表につきまして、法令および定款に従い、会社財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分について承認をお願いするものであります。

第30期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保とをバランスよく実施することを基本方針として、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

| | |
|--------------------------|---|
| 金銭による配当 | |
| 配当財産の種類 | 金銭 |
| 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 | 当社普通株式 1株につき金48円85銭 配当総額 48,850,000円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2026年6月29日 |

以 上

事業報告

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しており、設備投資についても緩やかな増加傾向にありました。一方で、中東情勢の影響を受けた原油価格の上昇や、サプライチェーンの混乱等による影響など、先行き不透明な状況は続いております。

当社の事業活動の中核となる再生可能エネルギー分野においては、日本政府は2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域の共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す旨が示されております。

当社の事業は、一般家庭及び中小法人の再生可能エネルギー導入を支援するサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであります。サービス部門としては、システムインテグレーターとして住宅用及び産業用の太陽光発電システム・蓄電池等の販売・施工・メンテナンス並びに業務代行等のアライアンス営業を行う「エコソリューション部門」、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）等の省エネ住宅の販売、省エネリフォーム、空き家再生リノベーション及び事業者向け店舗・オフィス・倉庫等の建築工事全般を行う「ビルディングソリューション部門」及び自社所有太陽光発電施設や不動産を活用したストックビジネス等を行う「その他部門」での事業を営んでおります。

各サービス部門別の概況につきましては、次の通りであります。

〔エコソリューション部門〕

エコソリューション部門につきましては、電気料金の高騰や災害対策・BCPとしての関心の高まり等から、住宅用・産業用の太陽光発電システムと蓄電池のセット販売の受注は堅調に推移しました。

また、アライアンス提携企業に対してネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）仕様の新築住宅を建築する際に必要な太陽光発電システム等の契約代行、各種申請代行から工事請負、施工管理までをパッケージとして行う「アライアンス営業」につきましても堅調に推移しました。その結果、売上高は2,900百万円（前期比2.0%減）となりました。

〔ビルディングソリューション部門〕

ビルディングソリューション部門につきましては、全国的に注文住宅の新設着工件数が低水準となる厳しい販売環境の中、開発した土地区画がまとまって販売できたことにより売上高は337百万円（前期比67.2%増）となりました。

[その他部門]

その他部門につきましては、自社太陽光発電施設での売電事業、アパート賃貸事業及び子会社へのコンサルティング等を行っており、売上高は173百万円（前期比13.7%増）となりました。

これらの結果、当事業年度においては、売上高は3,410百万円（前期比2.9%増）、営業利益222百万円（前期比38.0%増）、経常利益229百万円（前期比67.4%増）及び当期純利益135百万円（前期比130.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、賃貸不動産の建物や業務用サーバー（リース資産）に対して44,167千円を投資しました。所要資金は、主に借入によっております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

2026年3月25日に借入限度額を568百万円、2027年5月31日をコミットメント期限とするタームローン契約を金融機関と締結しました。なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況

| 区分 | 2023年3月度 第27期 | 2024年3月度 第28期 | 2025年3月度 第29期 | 2026年3月度 第30期（当期） |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高（千円） | 2,849,346 | 3,089,761 | 3,314,086 | 3,410,829 |
| 経常利益（千円） | 130,857 | 346,549 | 137,271 | 229,841 |
| 当期純利益（千円） | 81,056 | 221,052 | 58,760 | 135,339 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 81.06 | 221.05 | 58.76 | 135.34 |
| 総資産（千円） | 2,617,591 | 3,049,518 | 2,984,290 | 3,453,890 |
| 純資産（千円） | 937,322 | 1,128,693 | 1,140,498 | 1,279,278 |
| 1株当たり純資産額（円） | 937.32 | 1,128.69 | 1,140.50 | 1,279.28 |

(5) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本事業報告作成日現在において当社が判断したものであります。

① コンサルティング及びソリューション提供に係る機能強化

当社は、GX（グリーントランスフォーメーション）による持続可能な社会の実現に向けて、太陽光発電システム、V2HやZEH、工場・倉庫の省エネ化、デマンドレスポンスといったソリューションを個人のお客様から事業者まで幅広いエンドユーザーに提供しております。また、エンドユーザーへの直販のみならず、大手メーカーや建築会社等のアライアンスパートナーを通じたBtoBtoCによるサービス提供も行っております。

当社の事業は、住環境や事業環境における省エネニーズを適切に把握し、最適な省エネ機器等の組み合わせを提案することでエンドユーザーにソリューションを提供するビジネスモデルであり、営業員の一人一人が精力的にエンドユーザーに対応することで収益が獲得可能となるものであります。また、アライアンスパートナーに対しては、当社の業務ノウハウを活用した事業支援を行うものであり、いずれも住生活や事業活動全般におけるコンサルティングやソリューションの提供が求められます。

当社のさらなる事業拡大と収益性向上のためには、これらのコンサルティング能力やソリューション提供機能の強化が不可欠です。そのためにも、再生可能エネルギー等の利活用に関する法制度や税制、補助金制度、再生可能エネルギー関連の最新の技術動向から施工上の具体的な課題まで、幅広い知見・ノウハウをグループ横断的に共有すると共に、顧客や現場からのフィードバックに真摯に向き合い、当社グループにおけるコンサルティング能力及びソリューション提供機能の強化に取り組んでまいります。

② 事業パートナーシップの拡大

今後の事業規模拡大のためには、メーカー、商社、施工店等のアライアンスパートナーとの協力関係が不可欠であります。パートナー企業の拡大はもちろんのこと、当社の提供できる事業ノウハウの価値を充実させていくことで、既存のパートナーシップを強化し継続的關係を築くことも重要であると認識しております。当社は、アライアンスパートナーのネットワークを拡大させると共に、新規及び既存パートナーとの連携を一層強化することで、事業規模の拡大を目指してまいります。

③ 内部管理体制の拡充と機能の強化

当社は、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していることが不可欠であると認識しており、法令遵守体制、情報管理及びリスク管理体制、業務の適正性及び有効性確保のための体制、監査役の独立性と実効性確保のための体制、財務報告の信頼性確保のための体制の整備を進めております。今後は、事業の急速な拡大にも対応できるような内部管理体制の機能向上に努めてまいります。

④ 社会的信用力の向上

当社事業のエンドユーザーは、一般個人や中小事業者が対象となることから、より多くのご相談をいただくためには社会的信用力の向上が重要となってまいります。また、事業提携先の拡大においても信用力の向上は不可欠と認識しております。このため、上場後においてもガバナンス体制の強化を中心とした取り組みを通じて、当社グループの社会的信用力を高め、当社事業の発展に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、今後の事業拡大に対応できるように、営業、施工管理及び管理部門の全ての領域で専門的な知見を有する優秀な人材を確保することが重要な経営課題であると認識しております。この課題を克服するために、当社は採用及び教育体制を充実させ、社員の資質向上を図り、社員一人一人がレベルアップすると共に、管理職・リーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (千円) | 主要な事業の内容 (注) | 議決権比率 (%) | 本社所在地 |
|-----------------|-------------|---------------------------------------|--------------|--------|
| 株式会社ネクサスジャパン | 20,000 | エコソリューション ビルディングソリュー ション その他 | 100.0 | 大阪市西区 |
| 株式会社ライジングTEC | 10,000 | エコソリューション | 100.0 | 大阪府池田市 |
| 株式会社ライジングアーキテクト | 10,000 | ビルディングソリュー ション | 100.0 | 大阪市西区 |

(注) 当社グループは「サステナビリティソリューション事業」の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には、各関係会社が行うサービス部門を記載しております。

(7) 主要な事業内容

| サービス 部門 | 区 分 | 細 目 | 会 社 | 事業内容 |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------|---|
| エコソ リュー ション | 直販営業 | 住宅用 | (株)ネクサスジ ャパン | エンドユーザーに直接営業活動を行い、 太陽光・蓄電池等のシステムの販売と設 置工事の請負を行う。 |
| | | 産業用 | 当社・(株)ネクサ スジャパン | |
| | アライアンス 営業 | エンドユーザ ーとの契約主 体が提携先 | 当社 | 業務提携先を通じて、提携先名義でエン ドユーザーに太陽光・蓄電池等のシステ ムサービスを提供する。提携先には、契 約代行等の関連サービスを提供する。 |
| | | エンドユーザ ーとの契約主 体が当社 | 当社 | 銀行紹介、自治体等を通じて、エンド ユーザーに太陽光・蓄電池等のシステ ムの販売と設置工事の請負を行う。 |
| | 施工請負 | 住宅用 | (株)ライジング TEC | グループ内における住宅用太陽光設置工 事等の請負 |
| | ビルディ ングソ リュー ション | 請負 (SLハウス) | 新築注文住宅 | (株)ライジング アーキテクト |
| 新築分譲住宅 (建売) | | | 当社 | 建売物件 (ZEH・省エネ住宅) の販売 |
| 請負 (GFハウス) | | 新築注文住宅 | (株)ライジング アーキテクト | 注文住宅 (ZEH・省エネ住宅) の企画・設 計・請負 |
| | | 新築分譲住宅 (建売) | 当社 | 建売物件 (ZEH・省エネ住宅) の販売 |
| 請負 | | 産業用 | (株)ネクサスジ ャパン | 店舗・オフィス・倉庫等の非住宅建築物 の請負 |
| 仲介 | | 省エネ等のリ フォーム有り | (株)ネクサスジ ャパン | 中古物件を仲介した上で、省エネリフォ ームの企画・請負も行う |

| サービス部門 | 区分 | 細目 | 会社 | 事業内容 |
|--------|------------------|----------|-------------|--|
| | | 仲介のみ | (株)ネクサスジャパン | 物件仲介のみ |
| | リフォーム | — | (株)ネクサスジャパン | 省エネ等のリフォームの企画・請負 |
| | 買取再販 (中古再生住宅) | 戸建・マンション | 当社 | 中古物件を下取り等で買い取り、省エネリフォームや内装リフォームを施した上で、付加価値を高めて再販売する。 |
| | | 戸建・マンション | 当社 | 入居中の賃貸物件を割安で仕入れ、退去まで保有した後に、内装リフォームを施し、付加価値を高めて再販売する。 |
| | 土地販売 | — | 当社 | 土地を仕入れて、造成後、土地のまま法人・個人に販売 |
| その他 | 太陽光発電による売電 | — | 当社 | 自社施設による売電 |
| | 不動産賃貸 | — | 当社 | 収益物件（賃貸マンション）の保有 |
| | 飲食 | — | (株)ネクサスジャパン | 飲食店 |

(8) 主要な営業所

① 当社

| | |
|-----|---|
| 本社 | 大阪府池田市神田2丁目6番25号 |
| 事業所 | 東京オフィス（東京都豊島区）・大阪本町オフィス（大阪市西区）・大阪梅田オフィス（大阪市北区）・福岡オフィス（福岡市中央区） |

② 子会社

| 会社名 | 所在地 |
|----------------|--|
| (株)ネクサスジャパン | 本社（大阪市西区）・東京支店（東京都豊島区）・広島支店（広島市安佐北区）・松山支店（愛媛県松山市）・福岡支店（福岡市）・おうちランド（大阪府池田市）・おうちランド伊丹アリオ店（兵庫県伊丹市） |
| (株)ライジング TEC | 本社（大阪府池田市）・関東第一施工センター（茨城県つくばみらい市）・関東第二施工センター（埼玉県加須市）・関西施工センター（大阪府池田市）・中四国施工センター（広島市安佐北区）・九州施工センター（福岡県大野城市） |
| (株)ライジングアーキテクト | 本社（大阪市西区） |

(9) 従業員の状況

2026年3月31日現在

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|----------|-------|--------|
| 25名(72名) | 1名減(5名減) | 43.8歳 | 6.2年 |

- (注) 1. 従業員数は当社の就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社子会社を含むグループ全体では、従業員数64名(平均臨時雇用者数93名)であります。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額(百万円) |
|-------------|----------|
| 株式会社紀陽銀行 | 495 |
| 株式会社京都銀行 | 167 |
| 株式会社七十七銀行 | 100 |
| 株式会社百十四銀行 | 93 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 81 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 76 |
| 株式会社山陰合同銀行 | 69 |
| 合 計 | 1,084 |

2. 株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 1,000,000株

(2) 株主数 2名

(3) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|----------|--------|
| (株)ライジングプロパティマネジメント | 999,900株 | 99.99% |
| (株)LIXIL TEPCO スマートパートナーズ | 100株 | 0.01% |

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称 | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 発行決議年月日 | 2022年3月28日 (臨時株主総会決議) | 2024年12月13日 (臨時株主総会決議) |
| 新株予約権の数 | 50,000個 | 21,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき1株) | 普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき1株) |

| 名 称 | | 第 1 回新株予約権 | 第 2 回新株予約権 |
|------------------------|---------------|---|---|
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない | 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権 1 個当たり 827 円 | 新株予約権 1 個当たり 1,514 円 |
| 権利行使期間 | | 2024 年 3 月 29 日から 2032 年 3 月 28 日まで | 2026 年 12 月 27 日から 2034 年 12 月 13 日まで |
| 行使の条件 | | (注) 1 | (注) 2 |
| 役員の 保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 25,500 個 目的となる株式数 25,500 個 保有者数 3 名 | 新株予約権の数 5,000 個 目的となる株式数 5,000 個 保有者数 2 名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 個 保有者数 - 名 | 新株予約権の数 200 個 目的となる株式数 200 個 保有者数 1 名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 200 個 目的となる株式数 200 個 保有者数 1 名 | 新株予約権の数 700 個 目的となる株式数 700 個 保有者数 2 名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、当社または当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、当社または当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Market を除く。）に上場されていることを条件とする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-------|----------------------------|
| 代表取締役社長 | 大都 英俊 | 経営全般 |
| 取締役専務執行役員 | 畑中 隆二 | 経営管理部長 |
| 取締役常務執行役員 | 福地 匠 | 事業支援部長、(株)ライジングアーキテクト代表取締役 |
| 取締役常務執行役員 | 山川 敦司 | 営業本部長 |
| 社外取締役 | 荻堂 志乃 | 社会保険労務士法人 おぎ堂事務所 代表社員 |
| 常勤監査役 | 清水 幸治 | — |
| 社外監査役 | 野口 均 | 野口均税理士事務所所長、株式会社大森屋監査役 |
| 社外監査役 | 上田 修平 | 東・上田・大槻法律事務所 |

- (注) 1. 取締役荻堂志乃氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役清水幸治氏、野口均氏及び上田修平氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外監査役の野口均氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 株式会社ライジングアーキテクトは当社の100%子会社であります。
5. 社外取締役荻堂志乃氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 社外監査役野口均氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 社外監査役上田修平氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額としております。なお、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がない場合に限定されます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員 数 (名) |
|------------------|-------------------|-------------------|--------|--------|---------------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 81,204 (1,200) | 81,204 (1,200) | — | — | 5 (1) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 9,780 (9,780) | 9,780 (9,780) | — | — | 3 (3) |

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬の額は、2022年1月6日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額300百万円以内、監査役の報酬等を50百万円と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の役員数は取締役3名及び監査役1名です。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2023年6月30日開催の取締役会において、代表取締役大都英俊氏に上記1の株主総会で承認された報酬総額の範囲内で個人別の具体的報酬額を決定する権限を委任する旨を決議しております。権限を委任した理由は、各取締役の所管する事業の業績や職務遂行状況を踏まえて適切な報酬水準を決定するには代表取締役の立場にある大都英俊氏が適任であるためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであり、いずれも当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分 | 氏名 | 取締役会出席状況 | 監査役会出席状況 | 職務の概要 |
|-----|-------|-------------------|-------------------|--|
| 取締役 | 荻堂 志乃 | 17回中17回 (100%) | — | 取締役会に出席し、社会保険労務士としての専門的見地及び法人代表者の立場から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 清水 幸治 | 17回中17回 (100%) | 12回中12回 (100%) | 内部監査への同行や経営会議に出席する他、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 野口 均 | 17回中17回 (100%) | 12回中12回 (100%) | 取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 上田 修平 | 17回中16回 (94%) | 12回中12回 (100%) | 取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、2023年2月15日の取締役会で決議し、その後の規程改定を反映して以下の通り定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社及び当社グループは、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するため、事業活動全般にわたって社内規程を定め、取締役及び使用人への周知徹底を図るものとする。
 - ii. 当社は、コンプライアンス経営を円滑に行うために「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - iii. リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、経営管理部を事務局とし、当社グループのコンプライアンス体制を維持強化するために必要な体制や仕組み等を決定すると共に、審議内容の取締役会への報告、教育研修計画の立案、重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む）に関する調査や再発防止策の検討を行う。
 - iv. コンプライアンス違反やそのおそれがある場合には、業務上の報告経路の他、社内外に匿名でも相談できる「相談・通報窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
 - v. 監査役及び内部監査部門は法令及び社内規程の遵守状況について監査し、取締役会又は代表取締役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- i. 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「取締役会規程」「文書管理規程」に従い適切にその保存と管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i. 当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理を円滑にするために、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めると共に、当社及び当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定を行う「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ii. 「リスク・コンプライアンス委員会」は、代表取締役を委員長、経営管理部を事務局とする。リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催し、取締役会において経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、また取締役の業務執行状況を監督する。
 - ii. 取締役会は、当社の中期経営計画並びに年度予算を決定してその執行状況を監督すると共に、取締役はその職務執行状況を適宜、取締役会に対して報告する。
- ⑤ 当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めると共に、関係会社の経営内容を的確に把握するための報告及び関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行う。
 - ii. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について随時指示を与えることで、当社の関係会社の経営管理を行う。
 - iii. 当社は、当社の関係会社に対しても業務の適正性及び有効性確保のために内部監査を実施する。
 - iv. 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- i. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、協議の上で必要な人員を配置する。
 - ii. 補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役へ委譲されたものとして取締役による指揮命令を受けないものとし、その補助使用人に対する人事等については、取締役と監査役が事前の協議のうえ決定する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役職務について補助使用人を設置する場合は、代表取締役より辞令を発令する。また、補助使用人は、監査役に同行して内部監査部門や監査法人との意見交換の場に参加することができるものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文章等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
 - ii. 取締役及び使用人は、事業活動の遂行に関連して重大な法令違反を認識した場合、又は当社及び当社の関係会社の経営及び業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発生したと判断した場合は、ただちに監査役に報告を行う。
 - iii. 監査役及び内部監査部門は、監査役への報告を行った使用人が当該報告を理由として、人事上その他の点で不利益な取り扱いを受けていないかについて、事後的に検証する。
 - iv. 監査役は、内部監査担当者等と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況の監視を行う。
 - v. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i. 適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する社内規程を定めると共に、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。
 - ii. 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、監査役及び監査法人との間で情報共有を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- i. 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備する。
 - ii. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会において決議された上記基本方針に基づき、整備運用を行うと共に、財務報告に係る内部統制につきましても、整備運用を行っております。

取締役会及び監査役会につきましては、毎月の定時取締役会及び監査役会に加えて、臨時取締役会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会につきましては、2025年6月、9月、12月及び2026年3月に開催し、熱中症対策、車両事故及び施工不備等のリスクの検討をしております。また、各拠点の内部監査を実施し、監査役と情報共有しております。なお、内部通報制度による通報はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2026年5月15日の取締役会において、配当基本方針として以下の内容を決議しております。

① 基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要施策の一部として認識し、業績の状況、当社を取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、安定的な配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保とをバランスよく実施することを基本方針とする。なお、現物配当については、株主平等原則と少数株主保護の観点から、今後は実施しないこととする。

② 配当水準について

配当の水準については、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、グループ税引後当期純利益の30%を配当原資の目安として安定的な配当の実施を目指す。

③ 中間配当について

経営成績に応じた利益分配をいち早く株主に届けられるように、定款に基づき期末配当の他に中間配当による剰余金の配当を行うことができる。

以上

第30期 計算書類

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| I 流動資産 | | I 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 763,569 | 買掛金 | 206,888 |
| 売掛金 | 182,510 | 短期借入金 | 471,600 |
| 仕掛品 | 13,435 | 1年以内返済長期借入金 | 103,560 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12,448 | リース債務 | 9,931 |
| 販売用不動産 | 900,971 | 工事未払金 | 580 |
| 前払金 | 507,545 | 未払金 | 16,511 |
| 前払費用 | 29,121 | 未払費用 | 28,174 |
| 未収入金 | 876 | 未払法人税等 | 58,077 |
| 立替金 | 56,442 | 未払消費税等 | 38,352 |
| その他 | 53 | 契約負債 | 367,943 |
| 貸倒引当金 | △55,141 | 預り金 | 12,176 |
| 流動資産合計 | 2,411,833 | 賞与引当金 | 3,729 |
| | | 工事補償損失引当金 | 5,725 |
| II 固定資産 | | 損害補償損失引当金 | 8,281 |
| (有形固定資産) | 627,481 | その他 | 131 |
| 建物 | 102,739 | 流動負債合計 | 1,331,663 |
| 構築物 | 4,133 | | |
| 機械装置 | 169,615 | II 固定負債 | |
| 工具器具備品 | 418 | 社債 | 100,000 |
| 土地 | 343,226 | 長期借入金 | 509,720 |
| リース資産 | 7,349 | 役員退職慰労引当金 | 217,821 |
| | | リース債務 | 15,407 |
| (無形固定資産) | 15,848 | 固定負債合計 | 842,948 |
| リース資産 | 15,848 | 負債合計 | 2,174,612 |
| | | | |
| (投資その他の資産) | 398,728 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 76,211 | I 株主資本 | |
| 関係会社株式 | 8,000 | 資本金 | 80,000 |
| 差入保証金 | 71,220 | 利益剰余金 | 1,174,333 |
| 長期前払費用 | 15,360 | 利益準備金 | 20,000 |
| 保険積立金 | 173,928 | その他利益剰余金 | 1,154,333 |
| 繰延税金資産 | 51,922 | 繰越利益剰余金 | 1,154,333 |
| 発電施設廃棄費用積立金 | 2,051 | II 評価・換算差額等 | |
| その他 | 32 | その他有価証券評価差額金 | 24,945 |
| 固定資産合計 | 1,042,057 | 純資産合計 | 1,279,278 |
| 資産合計 | 3,453,890 | 負債純資産合計 | 3,453,890 |

損益計算書

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 3,410,829 |
| 売上原価 | | 2,486,103 |
| 売上総利益 | | 924,725 |
| 販売費及び一般管理費 | | 702,023 |
| 営業利益 | | 222,702 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,258 | |
| 受取配当金 | 19,245 | |
| 助成金収入 | 7,050 | |
| その他 | 703 | 28,256 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 19,723 | |
| 社債利息 | 570 | |
| その他 | 824 | 21,117 |
| 経常利益 | | 229,841 |
| 特別利益 | | |
| 損害補償損失引当金戻入益 | 110 | 110 |
| 特別損失 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 26,412 | 26,412 |
| 税引前当期純利益 | | 203,539 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 89,184 | |
| 法人税等調整額 | △20,984 | 68,200 |
| 当期純利益 | | 135,339 |

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・ 換算差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------------------|-----------------|------------|----------------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 | | その他 有価証券 評価差額金 | |
| | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 80,000 | 20,000 | 1,030,533 | 1,050,533 | 1,130,533 | 9,964 | 1,140,498 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △11,540 | △11,540 | △11,540 | | △11,540 |
| 当期純利益 | | | 135,339 | 135,339 | 135,339 | | 135,339 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | — | — | — | — | — | 14,980 | 14,980 |
| 当期変動額合計 | — | — | 123,799 | 123,799 | 123,799 | 14,980 | 138,780 |
| 当期末残高 | 80,000 | 20,000 | 1,154,333 | 1,174,333 | 1,254,333 | 24,945 | 1,279,278 |

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 原材料

主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

d 貯蔵品

先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～22年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 工事損失引当金

個別の新築工事案件における総工事原価が請負価額を上回ることが見込まれる場合に、当該差額を計上しております。

- ④ 工事補償損失引当金
完成工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積り補償額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 損害補償損失引当金
顧客に生じる損害の補償に備えるため、将来の見積り補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は主な履行義務として、①太陽光発電システムの設置工事及び②新築住宅建築請負工事の完成義務、不動産や施設・機器の引渡義務、各種サービス・役務の提供義務を履行義務として認識しております。履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 太陽光発電システムの設置工事につきましては、系統連系が完了し運転を開始した時点で顧客が当該製品の使用から生じる便益を享受することが可能になり、運転開始日時点で履行義務が充足されると判断できることから、運転開始日に収益を認識しております。
- ② 新築住宅建設請負工事につきましては、顧客と締結した請負契約に基づき工事を行い、完成した建築物を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該契約については一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しています。なお、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。
- ③ 分譲住宅及び宅地の販売取引につきましては、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客に引き渡す履行義務を負っています。当該契約については、物件が引き渡される一時点で履行義務が充足されるものであると判断し、顧客へ物件を引き渡した時点で収益を認識しています。
- ④ リフォーム工事につきましては、当社が請負う工事契約においては取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、工事完了により完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ⑤ 太陽光発電に係る収益は、主に自社で保有する太陽光発電設備で太陽光発電を行い、電力会社（以下「顧客」といいます）に売電を行うものであり、顧客に電力を供給する履行義務を負っておりますが、顧客に対する電力の供給量に応じて会計期間に対応した売電売上を算定して収益を計上しております。
- ⑥ 不動産賃貸事業に係る収益は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号2007年3月30日）」に従い賃貸借期間にわたって計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|---------|------------|
| 販売用不動産 | 597,510 千円 |
| 建物及び構築物 | 71,630 // |
| 土地 | 292,060 // |
| 計 | 961,200 千円 |

担保付債務は、次のとおりであります。

| | |
|---------------|------------|
| 短期借入金 | 421,600 千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 39,132 // |
| 長期借入金 | 388,421 // |
| 計 | 849,153 千円 |

(2) 前払金

前払金の内容は、次のとおりであります。なお外注工事費は主に太陽光発電システム等の設置工事に係る施工業者への前払金であります。

| | |
|-------|------------|
| 外注工事費 | 507,545 千円 |
| その他 | - // |
| 計 | 507,545 千円 |

(3) 当社においては、販売用不動産の適時適切な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,141,000 千円 |
| 貸出実行残高 | 459,600 // |
| 差引額 | 681,400 // |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 95,596千円 |
| 短期金銭債務 | 31,449千円 |

3. 損益計算書に関する注記

| | |
|-------------|-----------|
| 関係会社に対する売上高 | 469,919千円 |
| 関係会社に係る営業費用 | 353,302千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における株式の種類及び株式数

普通株式 1,000,000 株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（株式の種類ごと）

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,540 | 11.54 | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2026年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 57,000 | 57.00 | 2026年3月31日 | 2026年6月29日 |

(4) 新株予約権等に関する事項

| 内 訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業 年度末残高 (千円) |
|----------------------------|----------------|--------------|----|----|------------|----------------------|
| | | 当事業 年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度 末 | |
| 第1回新株予約権 (2022年3月28日発行) | 普通株式 | 50,000 | - | - | 50,000 | - |
| 合計 | | 50,000 | - | - | 50,000 | - |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

| | |
|-----------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 5,103 |
| 関係会社株式評価損 | 7,085 |
| 賞与引当金 | 1,537 |
| 役員退職慰労引当金 | 77,174 |
| 工事補償損失引当金 | 2,028 |
| 損害補償損失引当金 | 2,933 |
| 販売用不動産評価損（工事損失引当金） | 27,197 |
| 原材料棚卸評価損 | 1,550 |
| 関係会社債権に対する貸倒引当金 | 19,536 |
| その他 | 5,818 |
| 小計 | 149,966 |
| 評価性引当額 | △84,356 |
| 繰延税金資産合計 | 65,609 |
| 繰延税金負債 | |
| 投資有価証券評価差額金 | △13,687 |
| 繰延税金負債合計 | △13,687 |
| 繰延税金資産純額又は繰延税金負債純額（△） | 51,922 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 電話主装置及びインターネットセキュリティ機器であります。

無形固定資産 販売管理及び原価計算に係る基幹システムであります。

② リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

7. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期貸付金は顧客等の信用リスクにさらされております。投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は1年以内に決済されるものであります。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規定に基づき取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、子会社につきましても、当社に準じて同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金、工事未払金及び借入金等については、各部署からの報告に基づき経営管理部で適時に資金計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券 | 76,211 | 75,870 | △340 |
| 資産計 | 76,211 | 75,870 | △340 |
| (1) 社債 | 100,000 | 95,801 | △4,198 |
| (2) 長期借入金(注) 2 | 613,280 | 591,571 | △21,709 |
| (3) リース債務(注) 2 | 25,338 | 24,502 | △836 |
| 負債計 | 738,618 | 711,874 | △26,743 |

(注) 1. 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針第4項」に従い時価が帳簿価額に近似するものは、記載を省略しております。

2. 長期借入金及びリース債務には一年以内返済予定の金額を含めております。

(6) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 763,445 | - | - | - |
| 売掛金 | 182,510 | - | - | - |
| 投資有価証券 | - | 10,000 | - | - |

(7) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | - | - | 100,000 | - | - | - |
| 長期借入金 | 103,560 | 169,231 | 62,620 | 52,836 | 54,036 | 170,997 |
| リース債務 | 9,931 | 9,730 | 3,960 | 1,470 | 245 | - |
| 合計 | 113,492 | 178,962 | 166,581 | 54,306 | 54,281 | 170,997 |

8. 有価証券及び投資有価証券に関する事項

(1) 満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的債券はありません。

| 区分 | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|---------|------------------|------------|------------|
| 時価が取得原価を超えるもの | 国債・地方債等 | - | - | - |
| 時価が取得原価を超えないもの | 国債・地方債等 | 10,000 | 9,659 | △340 |
| 合計 | | 10,000 | 9,659 | △340 |

(2) その他有価証券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

| 区分 | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|----|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 66,211 | 27,578 | 38,633 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| 合計 | | 66,211 | 27,578 | 38,633 |

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、大阪府において賃貸収益を得ることを目的として賃貸用不動産(土地を含む。)を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は503千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | | |
|----------|-------|---------|
| 貸借対照表計上額 | 期首残高 | 107,823 |
| | 期中増減額 | 287,374 |
| | 期末残高 | 395,197 |
| 期末時価 | | 377,316 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度の期中増減額のうち、主な減少は減価償却費の計上であります。また、主な増加は、賃貸用物件2棟の取得によるものであります。
 3. 事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|----------------|---------------|-----------|---------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 子会社 | (株)ネクサスジャパン | 所有 直接100 | 役員の兼任 | 請負 経営指導 販売手数料 | 399,119 45,600 58,446 | 売掛金 その他流動 資産 流動負債 | 39,334 17,096 46,071 |
| 子会社 | (株)ライジングTEC | 所有 直接100 | 役員の兼任 | 経営指導 仕入 | 25,200 271,402 | 買掛金 | 31,050 |
| 子会社 | (株)ライジングアーキテクト | 所有 直接100 | 役員の兼任 | 仕入 | 14,876 | その他流動 資産 関係会社貸 倒引当金 | 39,014 △55,141 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案して決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,279.28円 |
| 1株当たり当期純利益 | 135.34円 |

12. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | エコソリューション | ビルディングソリューション | その他 | 合計 |
|-----------------------|-----------|---------------|---------|-----------|
| 一時点で移転される財又はサービス | 2,900,074 | 337,254 | 148,787 | 3,386,116 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | - | - | - | - |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,900,074 | 337,254 | 148,787 | 3,386,116 |
| その他収益 | - | - | 24,713 | 24,713 |
| 外部顧客への売上高 | 2,900,074 | 337,254 | 173,500 | 3,410,829 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査をいたしましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。

2026年6月4日

株式会社ライジングコーポレーション 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 清水 幸治 ㊟

社外監査役 野口 均 ㊟

社外監査役 上田 修平 ㊟